

6月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
7	6月補正予算について	各課
8	直方市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱について	学校教育課

3. 協議事項

番号	案件名	課名
1	令和6年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について	各課
2	文化財登録原簿への登録の手続き提出の可否について	文化・スポーツ推進課

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会について	教育総務課
2	直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	こども育成課
3	直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	こども育成課

5. その他 ・7月行事について(学校教育課 当日配布)

・グローバル人材育成進捗報告（学校教育課）

・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和7年5月14日～令和7年6月10日

5月

14	水		
15	木		
16	金	第19回直方税務署管内租税教育推進協議会定期総会（直方市役所）	
17	土	市内4中学校体育会	
18	日		
19	月		
20	火		
21	水	北九州ブロックPTA連合会総会（直方中央公民館）	
22	木		
23	金	北九州地区市町教育委員会連絡協議会役員会（北九州教育事務所） 定例教育長会（北九州教育事務所） 直方市防災会議（直方市役所）	
24	土	市内小学校運動会（南、福地、中泉） ※雨天により延期	
25	日		
26	月	市長表敬訪問同席（ライジングゼファー福岡社長） 校長面談（直方市役所）	
27	火	市内小学校運動会（南、福地） 校長面談（直方市役所）	
28	水	市内小学校運動会（中泉） 校長面談（直方市役所） 直方市保育協会総会（直方中央公民館）	
29	木	令和7年度北九州地区市町教育委員会連絡協議会総会・研修会（オンライン開催）	
30	金		
31	土	市内小学校運動会（新入、上頓野）	
6月	1	日	中・高校生海外派遣事業面接試験（中央公民館）
2	月	徹底反復学習に関する影山先生との会議（オンライン会議）	
3	火	定例校長会（直方市役所）	
4	水		
5	木	第1回直方市小中一貫教育推進本部会（直方市役所）	
6	金		議会6月 定例会告示
7	土		
8	日	文連のつどい2025（ユメニティのおがた）	
9	月	市教委訪問（直方北小学校）	
10	火	市教委訪問（下境小学校） 定例教育委員会（直方市役所）	

教育委員会行事予定

令和7年6月11日～令和7年7月8日

6月	11	水	北九州教育事務所訪問（中泉小） 学力向上検証委員会（直方市役所）	
	12	木	市教委訪問（福地小）	
	13	金	市人研課題学習会総会（ユメニティのおがた大ホール）	提案説明
	14	土		
	15	日		
	16	月		一般質問
	17	火		一般質問
	18	水		一般質問
	19	木	小学校教科等研究会（中央公民館）	一般質問
	20	金		
	21	土		
	22	日		
	23	月		質疑
	24	火		委員会
	25	水		委員会
	26	木		委員会
	27	金		採決
	28	土		
	29	日		
	30	月	市教委訪問（植木小） 直鞍地区人権教育夏期講座実行委員会（直方市役所）	
7月	1	火	定例校長会（直方市役所）	
	2	水	市教委訪問（植木中）	
	3	木		
	4	金	北九州教育事務所訪問（感田小）	
	5	土	企画展「野見山朋子・野見山博詞 ふたり展」開会式（直方谷尾美術館）	
	6	日		
	7	月		
	8	火	令和7年度直方市私立幼稚園PTA連合会研修会（中央公民館） 定例教育委員会（直方市役所）	

議案第 7 号

令和 7 年度 6 月補正予算について

令和 7 年度 6 月補正予算について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 6 月 10 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 4 号の規定により提案するものである。

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校屋内運動場照明機器借上料	令和8年度 ～ 令和17年度	19,305
中学校屋内運動場照明器具借上料	令和8年度 ～ 令和17年度	22,121

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入（款）15. 国庫支出金
（項） 2. 国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	403,178	220,479	623,657	1 総務費補助金	220,479	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,552 戸籍情報システム改修分 814 814×10/10 事務補助分 3,738 3,738×10/10 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 215,927 定額減税補足給付分 205,927 219,871×10/10－13,944 プレミアム商品券発行事業分 10,000 10,000×10/10
2 民生費国庫補助金	892,621	10,568	903,189	1 生活保護費補助金	814	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 814 業務効率化事業 1,628×1/2
				2 社会福祉費補助金	1,930	地域診療情報連携推進費補助金 1,930 3,861×1/2
				3 児童福祉費補助金	5,500	就学前教育・保育施設整備交付金 5,500 182,550×2/3－116,200
				5 子ども・子育て支援事業費補助金	2,324	子ども・子育て支援金制度施行準備事業費補助金 2,324 国民健康保険分 942×10/10 後期高齢者医療分 1,382×10/10
計	1,918,591	231,047	2,149,638			

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	370,689	12,597	383,286	10 保育所等給食支援事業補助金	12,597	保育所等給食支援事業補助金 25,194×1／2 12,597
5 農林水産業費県補助金	27,206	23,889	51,095	1 農業費補助金	23,889	福岡県農業振興対策事業費補助金 2,824×1／2 1,412 福岡県野生動物緩衝林整備事業費補助金 4,100×9／10 3,690 活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金 28,181×2／3 18,787
計	623,731	36,486	660,217			

(項) 1. 市債

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生債	445,100	2,200	447,300	3 社会福祉施設整備事業債	2,200	社会福祉施設整備事業債 保育所整備事業 $(182,550 - 121,700) \times 80\% = 46,400$
計	2,069,600	2,200	2,071,800			

(項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
6 保育事業費	2,461,928	33,444	2,495,372	国庫支出金 5,500 県支出金 12,597	2,200	繰入金 12,597	550	18 負担金補助及び交付金	33,444	保育所整備補助金 8,250 保育所等給食支援事業補助金 25,194

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	168,430	2,898	171,328				2,898	11 役務費	2,403	手数料
								13 使用料及び賃借料	495	機器借上料
5 学校給食費	344,366	17,290	361,656			繰入金 17,290		10 需用費	17,290	賄材料費
計	897,196	20,188	917,384			17,290	2,898			

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	59,897	568	60,465				568	13 使用料及び賃借料	568	機器借上料
5 学校給食費	222,555	16,465	239,020			繰入金 16,465		10 需用費	16,465	賄材料費

6月補正予算資料（こども育成課）

1. 就学前教育・保育施設整備交付金・補助金（保育所1施設） 3.2.6.18

(1) 概要

本事業は、就学前施設の施設整備に関するものです。

国庫補助基準額（1施設当たり）が増額改正されたことに伴い、施設整備を行う事業者に対する補助金を増額するため補正するものです。

(2) 予算（3.2.6.18）

8,250,000 円

【当初】

R 6 基準額 1 1 6, 2 0 0（定員 71～100 名）

負担割合	国（1/2）①	市（1/4）②	事業者（1/4）③
負担額	116,200	58,100	58,100

歳入： 116,200①

歳出： 116,200① + 58,100② = 174,300

【6月補正】（国補助基準額の増額）

R 7 基準額 1 2 1, 7 0 0（定員 71～100 名）

負担割合	国（1/2）①	市（1/4）②	事業者（1/4）③
負担額	121,700	60,850	60,850

歳入： 121,700①

歳出： 121,700① + 60,850② = 182,550

6月補正要求額

歳入 121,700 - 116,200 = 5,500

歳出 182,550 - 174,300 = 8,250

2. 保育所等給食支援事業補助金（保育所等） 3.2.6.18

(1) 概要

本事業は、保育施設における給食の材料費高騰に伴う費用の一部を県とともに補填する事業です。

県との協調事業となっており補助率は 1/2 です。

食材料費高騰分として算出した給食費単価 1,300 円です。

(2) 予算（3.2.6.18）

歳出 25,194,000 円

月額 × 月数 × 給食提供者数

1,300 円 × 12 月 × 1,615 人 = 25,194,000 円

歳入 12,597,000 円

25,194,000 円 $\times 1/2 = 12,597,000$ 円

6 月補正予算資料（教育総務課）

1. 旧筑豊高校合併処理浄化槽抜取作業（役務費手数料） 10.2.1.11

(1) 概要

本事業は、旧筑豊高校の浄化槽を廃止するために、必要となる槽内の汚泥抜き取りを行うものであります。

令和 6 年秋に浄化槽の電気系統の故障が発生いたしましたが、故障の特定に至らず、復旧には多額の費用が必要であると予想され、また設置から相当な年数が経過しており、廃止することとし、現在は仮設トイレで対応しております。

(2) 予算（10.2.1.11）

2,403,000 円

2. 小中学校体育館 LED 化事業（リース契約） 10.2.1.13、10.3.1.13

(1) 概要

本事業は、小学校 4 校、中学校 4 校の合計 8 校の体育館照明設備を水銀灯から LED 照明設備に更新するものです。

現在設置されている水銀灯は、令和 3 年に水銀灯の製造、輸入が禁止されたことにより本市の在庫が減少してきたこと、また第 3 次直方市環境基本計画に基づく行動計画が今後策定されますが、学校施設における CO²削減対策として照明の LED 化が目標化される可能性は高いため、6 月補正で計上し、対応しようとするものです。

(2) 予算（10.2.1.13、10.3.1.13 リース料）

年度	小学校 4 校	中学校 4 校
令和 7 年度	495,000 円	567,189 円
令和 8～17 年度	19,305,000 円	22,120,371 円

1校当たり費用

	小学校	中学校
月額	41,250	47,266
年額	495,000	567,189
120か月	4,950,000	5,671,890

3. 小中学校給食賄材料費物価高騰補填（賄材料） 10.2.5.10、10.3.5.10

(1) 概要

本事業は、昨今の全国的な米価格高騰を踏まえて、学校給食の食材費に対する補填を行おうとするものであります。

昨今の全国的な米価格高騰は、学校給食において当初予算編成時点の想定を上回っており、今後、予算が不足することが見込まれます。

対応として、給食費の値上げは、急遽の措置となることによる保護者への影響等を鑑み、ふるさと応援基金を活用し、公費により補填いたします。

(2) 予算

合計	33,755,000 円
小学校分	17,290,000 円
中学校分	16,465,000 円

① 小学校

追加補填額×給食日数×給食提供者数

$$26 \text{ 円} \times 190 \text{ 日間} \times 3,500 \text{ 人} = 17,290,000 \text{ 円}$$

② 中学校

追加補填額×給食日数×給食提供者数

$$50 \text{ 円} \times 185 \text{ 日間} \times 1,780 \text{ 人} = 16,465,000 \text{ 円}$$

(3) 経過

令和5年度産米の不足により、全国的に米価格が高騰し、6年度産米が市場に出て以降も価格の上昇が続いている状況である。

このような中、

● 小学校（米飯）

福岡県学校給食会からの供給価格

6年度	63.72 円
7年度	90.5 円
差額	26.78 円増(42%)

※当初予算での補填額 36 円/食（ふるさと応援基金から充当）

※給食費 270 円/食

● 中学校

✓ 市内2登録業者による入札が不調（米が入手できない）

✓ 市外登録業者と随意契約

6年度	市内2登録業者	4,536 円/10 kg
7年度	市外登録業者	9,720 円/10 kg
差額		5,184 円増(114%)
差額（1人当たり）		50.8 円増(114%)

※当初予算での補填額 30 円/食（ふるさと応援基金から充当）

※給食費 300 円/食

- ✓ 12月以降の供給見込みを市内2登録業者へ確認するも、不可能の回答。
- ✓ 12月以降は、福岡県学校給食会から調達予定（4,950円/10kg）。

議案第 8 号

直方市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱について

直方市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 6 月 10 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

直方市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示

直方市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱（平成30年直方市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「以下」を「以下」に改める。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 直方市立感田小学校

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

直方市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この要綱は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。<u>以下</u>「法施行規則」という。)第140条及び第141条の規定に基づき、障がいの程度が比較的軽く、通常の学級の中で教育を受けることができる児童及び生徒(以下「児童等」という。)に対し、障がいの状態に応じてきめ細かい対応をすることで、障がいの状態の改善を図るために、特別の教育課程による教育を行う直方市通級指導教室(以下「通級指導教室」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (設置校) 第2条 通級指導教室の設置校は、次のとおりとする。 <u>(1)</u> <u>直方市立感田小学校</u> <u>(2)</u> 省略 <u>(3)</u> 省略	(趣旨) 第1条 この要綱は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。<u>「以下</u>「法施行規則」という。)第140条及び第141条の規定に基づき、障がいの程度が比較的軽く、通常の学級の中で教育を受けることができる児童及び生徒(以下「児童等」という。)に対し、障がいの状態に応じてきめ細かい対応をすることで、障がいの状態の改善を図るために、特別の教育課程による教育を行う直方市通級指導教室(以下「通級指導教室」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (設置校) 第2条 通級指導教室の設置校は、次のとおりとする。 (新設) <u>(1)</u> 省略 <u>(2)</u> 省略

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

○直方市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱

平成30年11月20日

教育委員会告示第4号

改正 令和2年4月15日教育委員会告示第4号

令和4年2月9日教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「法施行規則」という。）第140条及び第141条の規定に基づき、障がいの程度が比較的軽く、通常の学級の中で教育を受けることができる児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対し、障がいの状態に応じてきめ細かい対応をすることで、障がいの状態の改善を図るために、特別の教育課程による教育を行う直方市通級指導教室（以下「通級指導教室」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置校)

第2条 通級指導教室の設置校は、次のとおりとする。

- (1) 直方市立感田小学校
- (2) 直方市立直方東小学校
- (3) 直方市立直方第二中学校

(令2教委告示4・一部改正)

(対象児童等)

第3条 通級指導教室の対象となる児童等（以下「対象児童等」という。）は、法施行規則第140条各号（第5号を除く。）のいずれかに該当する者とする。

(指導員及びその職務)

第4条 通級指導教室に、指導員を置く。

2 指導員は、設置校に勤務する教諭等の中から設置校校長が指名する者とする。

3 指導員は、通級指導教室において、対象児童等の指導等を行うものとする。

(令2教委告示4・一部改正)

(事業)

第5条 通級指導教室は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 対象児童等に対する通級による障がいに関する指導
- (2) 特別支援学級担任及び通常学級担任等に対する指導及び助言

(入級資格)

第6条 通級指導教室の指導を受けることができる者は、直方市立学校設置条例（昭和44年直方市条例第5号。以下「条例」という。）第1条の小学校又は第2条の中学校の通常学級に在籍している児童等で、児童等の保護者から通級指導教室に入級の希望があり、特別な指導により教育的な効果があると教育委員会が認めるものとする。

(入級)

第7条 入級を希望する児童等の保護者は、通級指導教室入級願（様式第1号）を在籍学校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。ただし、次年度に条例第1条に規定する小学校に入学予定であり、入学と同時に通級指導教室に入級を希望する未就学児の保護者は、直接教育委員会に申請を行うものとする。

2 教育委員会は、入級の必要性を認めたときは、在籍学校長に対し通級指導教室入級通知書（様式第2号）により通知するとともに、保護者に対し在籍校を通じて通級指導教室入級決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、未就学児の保護者に対しては、様式第3号により直接通知するものとする。

(退級)

第8条 教育委員会は、通級指導教室における指導が終了したときは、在籍学校長に対し通級指導教室退級通知書（様式第4号）により通知するとともに、保護者に対し通級指導教室退級決定通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(授業の認定)

第9条 通級指導教室における指導は、指導を受けた児童等の在籍する小学校及び中学校の特別の教育課程に係る授業とみなす。

(効果的指導のための措置)

第10条 教育委員会は、指導が効果的に実施されるため、指導員に対する研修の充実を図るとともに、保護者、関係機関等と密に連携をとり、必要な措置を講じるものとする。

(休業日)

第11条 通級指導教室の休業日は、直方市立小中学校管理規則（平成20年直方市教育委員会規則第18号）第3条の例による。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年4月15日教育委員会告示第4号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年2月9日教育委員会告示第2号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

直方市教育委員会教育長 殿

直方市立_____学校

第_____学年_____組

児童生徒名：_____

保護者名：_____

通 級 指 導 教 室 入 級 願

直方市通級指導教室への入級を希望しますので、ご承認くださいますようお願い
します。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

直方市教育委員会教育長

通級指導教室入級通知書

直方市通級指導教室への入級申し込みがあった、下記の児童（生徒）につきまして、通級指導・支援が必要であると判定されました。
よって入級を承認しましたので、通知します。

記

- 1 学 校 名 直方市立_____学校 第__学年__組
- 2 児童生徒名 _____
- 3 保護者名 _____

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

直方市教育委員会教育長

通級指導教室入級決定通知書

直方市通級指導教室への入級申し込みがあった下記児童(生徒)につきまして、
通級指導教室の入級決定したことを通知します。

記

- 1 学 校 名 直方市立_____学校 第__学年__組
- 2 児童（生徒）名 _____

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

直方市教育委員会教育長

退 級 通 知 書

直方市通級指導教室への退級申し込みがあった、下記の児童（生徒）につきまして、退級を承認しましたので、通知します。

記

- 1 学 校 名 直方市立_____学校 第__学年__組
- 2 児童生徒名 _____
- 3 保護者名 _____

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

直方市教育委員会教育長

通級指導教室退級決定通知書

直方市通級指導教室への退級申し込みがあった下記児童（生徒）につきまして、
通級指導教室の退級決定したことを通知します。

記

- 1 学 校 名 直方市立_____学校 第__学年__組
- 2 児童（生徒）名 _____

令和 6 年度

直方市教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況についての点検
及び評価報告書

直方市教育委員会

目次

1. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要	p 1
2. 直方市教育委員会の活動状況	p 2
3. 施策別点検及び評価シート	
主要施策 1 確かな学力の育成(学力の向上)	p 5
主要施策 2 豊かな心の育成	p 7
主要施策 3 健やかな体の育成	p 9
主要施策 4 特別支援教育の充実	p 11
主要施策 5 信頼される学校づくりの推進	p 13
主要施策 6 教育環境の整備・充実	p 15
主要施策 7 幼児教育の充実	p 16
主要施策 8 保育環境の整備	p 17
主要施策 9 家庭教育・家庭支援の充実	p 18
主要施策 10 社会教育活動の促進	p 19
主要施策 11 青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実	p 21
主要施策 12 文化施設の振興	p 22
主要施策 13 スポーツの振興	p 23
主要施策 14 文化財の保護と学習機会の充実	p 24
4. 学識経験者からの意見	p 25

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要

1 目的

効果的な教育行政を推進するとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育を行うことを目的として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することが義務付けられている。

また、点検及び評価を行う際には、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。

2 点検・評価の対象及び方法

直方市教育施策要綱に掲げる主な施策の目標達成に向けた取り組み状況と課題、成果の点検や今後の方向性を示したうえで、達成評価を行う。

達成評価は	目標を完全に達成できた	A
	目標達成に向けて順調に推移している	
	または、概ね目標を達成できた	B
	目標達成には取組の強化が必要	C
	目標を大きく下回り、抜本的な見直しが必要	D

の4段階で評価する。

学識経験者が、施策評価や施策の改善点について、意見を述べる。

3 点検・評価結果の公表等

- ① 点検、評価の結果についての報告書を議会へ提出
- ② ホームページ上で公表する。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

直方市教育委員会の活動状況

1. 教育長及び教育委員の状況

区 分	氏 名	現在の任期	期 数
教育長	山本 栄司	R6.12.13～R9.12.12	3期
委 員 教育長職務代理者	篠田 尊徳	R6.12.15～R10.12.14	2期
委 員	中野 昭子	R4.12.16～R8.12.15	2期
委 員	阿部 英子	R3.12.16～R7.12.15	2期
委 員	内藤 誠治	R5.12.15～R9.12.14	2期

2. 教育委員会の開催状況

月 日	議案等	内 容
4月9日 定例会	議案	議案第1号 直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について
	報告事項	直方第一中学校 第3学年生徒の保健体育科「武道」について
		令和6年度直方市立小中学校管理職等人事について
		直方市学校規模適正化基本指針検討委員会について
		直方市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		健康診断等における児童生徒の着衣について
5月14日 定例会	議案	議案第2号 直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
	協議事項	学校規模適正化「基本指針(案)」について
	報告事項	直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱について
		直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示について
		直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示について
6月11日 定例会	議案	議案第3号 6月補正予算について
		議案第4号 直方市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について
		議案第5号 直方市教育委員会告示に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱を廃止する告示について
	協議事項	令和5年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について
		直方市学校規模適正化基本指針(案)について
	報告事項	直方市保育環境改善対策事業(新型コロナウイルス感染症対策支援)補助金交付要綱を廃止する告示について
		保育士及び幼稚園教諭に対する処遇改善事業実施要綱を廃止する告示について
		令和2年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示について
		令和3年度直方市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(支援給付金)実施要綱を廃止する告示について
		令和3年度直方市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(給付

		金))支給事務実施要綱について
		直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
		直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
		直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
		直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
		令和6年度直方市教育委員会学校訪問実施要項について
7月9日 定例会	議案	議案第6号 直方市教育委員会規則に規定する直方歳時館作品展示規則の一部を改正する規則について
	協議事項	直方市学校規模適正化基本指針（案）について
	報告事項	令和6年6月定例議会一般質問について
8月6日 定例会	議案	議案第7号 令和5年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について
		議案第8号 直方市社会教育委員の委嘱について
		議案第9号 直方市学校規模適正化基本指針について
		議案第10号 令和7年度中学校教科用図書の採択について
	報告事項	直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
9月10日 定例会	議案	議案第11号 9月補正予算について
		議案第12号 令和5年度歳出決算（教育委員会所管分）について
	報告事項	直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
		直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について（施行規則第3条第2項様式変更）
10月8日 定例会	議案	議案第13号 直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
		議案第14号 公民館運営審議会委員の委嘱について
	報告事項	直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		直方市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル評価委員会要綱について
11月12日 定例会	議案	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について（施行規則第3条第2項様式変更）
		議案第15号 直方市図書館協議会委員の委嘱について
		議案第16号 直方市学校規模適正化基本計画検討委員会規則の制定について
		議案第17号 直方市学校規模適正化基本計画検討委員会への諮問について
	報告事項	議案第18号 直方市教育委員会教育施設等防火管理規程の一部を改正する教育委員会庁達について
		令和6年度直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱について
		直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱について
		直方市地域子育て支援センター運営業務委託プロポーザル評価委員会要綱について
12月17日 定例会	議案	直方市男女共同参画センター条例及び同条例施行規則の廃止について
		議案第19号 直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について
		議案第20号 直方市指定有形文化財への指定及び指定に関する諮問について

	報告事項	議案第21号 直方市学校規模適正化基本計画検討委員会の委員の任命について
		令和6年度12月定例会市議会一般質問について
		直方市児童手当支払規則の一部を改正する規則について
		第3期子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントについて
1月14日 定例会	議案	なし
	協議事項	卒業式の告辞（案）について
	報告事項	直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱の一部を改正する告示
		学校施設への太陽光発電設備設置について
2月12日 定例会	報告事項	直方市地域子育て支援センターの委託事業者の決定について
		議案第22号 直方市指定有形文化財の指定について
		直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
3月18日 定例会	議案	直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
		議案第23号 令和7年度直方市教育施策要綱について
		議案第24号 直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
		議案第25号 直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について
	報告事項	議案第26号 直方市文化財専門委員の委嘱について
		直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
		旧筑豊高校跡地の所管変更について

3. 学校訪問の状況

月 日	学校名
7月2日	直方東小学校
7月3日	直方西小学校
7月5日	上頓野小学校
10月4日	直方第一中学校
11月6日	直方第三中学校

主要施策 1

1 主要施策名	確かな学力の育成(学力の向上)
2 担当課	学校教育課、文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもを育成するための授業改善を推進する。 ②基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるための取り組みを推進する。 ③グローバル化に対応した英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定する。 ④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善を図る。
4 取組・事業の内容	①授業改善 ○「のおがた授業モデル」を活用した取組の充実 ○「直方市ふくおか学力アップ推進事業」の充実 ○習熟度別少人数指導や補充学習の充実 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ○徹底反復学習の取組の充実 (小学校において徹底反復学習を推進し学習の土台である集中力を高める) ○学習支援員の配置による補充学習の充実、図書館教育(読書活動)の推進 学習ボランティア、放課後学習、図書館支援員の活用 ③グローバル化に対応した教育の推進 ○外国語指導助手(A L T)の配置と活用促進 ○「小学生英語ひろば」の実施 ○「直方市英語発表会」の実施 ○中学校全学年での英検 IBA の実施 ○小学校 6 年生でのオンライン英会話の実施 ○直方市中学生海外派遣の実施 ④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善 ○タブレット、電子黒板等 I C T機器の効果的な活用 ○教科指導における、デジタル教科書等アプリケーションの活用の促進 ○学習支援ソフト(ロイロノート、e ライブラリー等)の活用の推進 ○プログラミング教育の推進 ○ I C T支援員の活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①授業改善	直方市標準学力調査(小学校) 国語・算数で全国平均値の 95% 直方版授業チェックリストの 13 項目すべての評価値(児童 生徒・教師)が4段階評価の3 を上回る ※ 調査対象 小学校 5,6 年生 中学校 全学年 全担任	国語 1 学年 算数 3 学年 小 3.17 中 3.34 小)担任 2.8 中)担任 2.8	国語 0 学年 算数 4 学年 小 3.19 中 3.36 小)担任 2.93 中)担任 2.86	国・算 全学年 小 3.3 中 3.5 小)担任 3.0 中)担任 3.0	B
②基礎学力の 定着、補充学 習等の推進	全国学力学習状況調査(小中 学校)すべての教科で全国平 均値の95%	小)国語 97% 算数 99% 中)国語 95% 数学 94%	小)国語 100% 算数 96% 中)国語 94% 数学 89%	小)国語 95% 算数 95% 中)国語 99% 数学 97%	B
③グローバル 化に対応し た教育の推 進	英検 IBA の結果(中学校) 3 年生 英検 3 級 5 割以上	英検 3 級 36%	英検 3 級 28%	英検 3 級 40%	C
④ I C T 機器 を活用した 学習・指導方 法の改善	プロジェクトチームによる ICT 機器を活用した「これか らの授業」に関する授業公開 もしくは研修 ICT 機器、学習支援ソフトの 活用 ・電子黒板の活用 ・タブレットの活用 ・学習支援ツール(アプリ)の 活用	年 2 回 常時/時々活用の割合が 50% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 80%	年 4 回 常時/時々活用の割合が 60% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 80%	年 2 回 常時/時々活用の割合が 60% 常時活用の割合 100% 常時活用の割合 100%	B

主要施策 2

1 主要施策名	豊かな心の育成
2 担当課	学校教育課、文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①子どもたちが自ら考え、議論する道徳科授業への改善・充実を図る。 ②自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図る。 ③人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進する。 ④いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努める。 ⑤子どもの発達段階に応じた勤労観、職業観を育み、自立した生き方を考え、進路実現のためのキャリア教育を推進する。
4 取組・事業の内容	①道徳科の授業改善・充実 ○道徳教育推進教員の養成と道徳教育の充実 ○道徳科学習指導の充実 ②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進 ○直方の自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進 (自然教室、石炭記念館・汽車クラブ見学、高取焼体験学習等) ③人権教育の推進 ○直方市中学校ブロック人権教育推進事業の推進 ○人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用推進 ○児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習の推進 ④いじめや不登校への対応 ○「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底(SNS等によるいじめも含め、早期発見、早期対応の徹底) ○不登校兆候等、配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導・助言 ○行政機関や教育機関との連携 ○直方市学校適応指導教室(フレンズ)の運営 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用促進 ⑤キャリア教育の推進 ○小中学校における職業学習(夢授業等)実施のため、地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化 ○キャリアパスポートの活用の支援 ○小中学校におけるアントレプレナーシップ教育の推進

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①道徳科の授業改善の推進	小中合同による授業研修会を実施	各中学校区で実施	各中学校区で実施	各中学校区で実施	A
②体験活動等の推進	各学年の実態に応じた体験活動 高取焼体験、自然教室、石炭記念館・汽車倶楽部見学、子ども音楽祭、英語発表会、職場体験	すべて実施	すべて実施	すべて実施	A
③人権教育の推進	各学校人権教育研修会の実施	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	A
④いじめや不登校への対応	不登校児童生徒の割合	小学校 3.2% 中学校 9.9%	小学校 3.2% 中学校 9.9%	小学校 1.5% 中学校 7.5%	B
⑤キャリア教育の推進	職場体験の実施 アントレプレナーシップ教育の実施	中止 1 校実施	2 校実施 1 校実施	3 日間実施 15 校実施	B

主要施策 3

1 主要施策名	健やかな体の育成
2 担当課	学校教育課、教育総務課
3 取組・事業の目標	①運動に慣れ親しみ、習慣化させることで体力や運動能力を向上させる教育活動を推進する。 ②生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように健康教育や安全教育を推進する。 ③学校給食を充実させることにより食に関心を持ってもらい、望ましい食習慣と食に関する実践力を身に着ける。
4 取組・事業の内容	①体力や運動能力を向上させる取組 ○新体力テストの実施 (小・中学校、高等学校連携授業による取組の充実) ○スポコン広場等の積極的活用 ②健康教育・安全教育の推進 ○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の生活習慣の確立に向けた取組の充実（小中学校） ○規範意識育成のための指導の充実（薬物乱用防止、ネットモラル育成等） ○安全教育・防災教育の実施（交通安全(自転車、歩行、交通ルール等)、救急救命、火災対応地震対応、事故対応等） ③学校給食の充実による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携して行う食育の推進 ○農業振興課と連携した地元農産物活用の推進 ○献立内容の放送の充実 ○献立委員会によるメニュー改善

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①運動やスポーツをする習慣を定着させる取組	新体力テスト（小 5、中 2） 各種目全国平均値以上 スポコン広場チャレンジランキングゾーンへの登録 部活動外部指導者数	11 小学校 4 中学校 小男 3/8 小女 1/8 中男 6/8 中女 2/8 11 校 11 名	11 小学校、 4 中学校 小男 2/8 小女 1/8 中男 6/8 中女 3/8 11 校 12 名	全種目で全国平均値以上 (全 8 種目) 11 校 12 名	B
②健康教育・安全教育の推進	毎日朝ごはんを食べる割合 ・ 小学校 ・ 中学校 火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施 交通安全教室の実施 情報モラル教育の実施	87.9% 87.6% 全小中学校 2 回以上実施 11 小学校 15 校実施	86.1% 83.1% 全小中学校 2 回以上実施 11 小学校 15 校実施	90.0% 90.0% 全小中学校 2 回以上実施 11 小学校 15 校実施	B
③学校給食の充実による食育の推進	「食に関する指導」を位置付け 直方産野菜の活用 ・ 小学校 ・ 中学校 小学校給食残食率 (栄養士在籍 4 小学校平均 R5. 6 月分) 中学校給食残食率 (4 中学校平均 R5. 6 月分)	15 校実施 2 品目 8 品目 3. 17% 11. 72%	15 校実施 5 品目 8 品目 5. 08% 12. 23%	15 校実施 10 品目 10 品目 3. 0% 10. 0%	B

主要施策 4

1 主要施策名	特別支援教育の充実
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導支援の充実を図る。 ②幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援を充実させる。 ③特別な支援を必要とする児童生徒が、安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進する。 ④特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と支援体制の整備を図る。
4 取組・事業の内容	①継続性のある指導支援の充実 ○発達障がい児等教育支援事業の実施 (市配置臨床心理士による巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布) ○家庭及び福祉機関との連携の強化 ②就学前における支援の充実 ○就学に向けた相談活動・支援の充実 ○保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ○特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供 ○特別支援教育支援員の配置 ○通級指導教室の充実 ④専門性の向上と支援体制の整備 ○特別支援教育研修会（対象：担任、コーディネーター、特別支援教育支援員）の実施 ○特別支援教育担当者研修会の開催 ○特別支援学校との連携 ○スクールカウンセラーの活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①継続性のある指導支援の充実	臨床心理士による発達相談の実施	330 件	430 件	300 件	A
②就学前における支援の充実	臨床心理士による就学相談の実施	111 件	118 件	100 件	A
③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備	児童生徒の実態に応じた支援員の配置	34 名の配置	39 名の配置	37 名の配置	A
④専門性の向上と支援体制の整備	就学事務担当者 1 回、特別支援学級担当者 1 回、特別支援教育支援員研修会 1 回、特別支援コーディネーター研修会 3 回の実施	6 回	6 回	6 回	A

主要施策 5

1 主要施策名	信頼される学校づくりの推進
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努める。 ②学校運営の評価をもとに教育活動の充実を図る。 ③コミュニティ・スクール等を活用し、地域住民等と連携した教育活動の推進を図る。 ④児童生徒の安全教育の充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進する。 ⑤デジタル技術を活用することにより学校事務の効率化を図るとともに、出欠連絡等の保護者の負担軽減を図る。
4 取組・事業の内容	①教職員研修の充実 ○小中一貫教育推進のための研修会の充実 ○教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援 ○管理職研修会、若年教職員研修会等の充実 ○「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援 ○教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援 ②学校運営・評価システムの充実 ○学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進 ○学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ○「ふれあい交流事業」や地域住民等を活用した学習指導の支援 ○地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充 ○開かれた学校づくりを目指す「特色ある教育活動」の推進 ④安全対策の推進 ○関係機関（警察、消防署、市関係部署）や地域団体等との連携強化 ○「学校危機管理マニュアル」の具体化と職員への浸透・徹底 ○通学路の安全点検及び整備促進 ○感染症対策の浸透・徹底 ⑤学校事務の効率化とD Xの推進 学校と家庭のD Xの推進 ○出欠等のやり取り、学級通信等のメール配信 ○学力や健康診断等のデータの管理における統合システムの導入

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①教職員研修 の改善・充実	教育論文の応募数 20 点以上 (各学校 1 点以上)	17 点	19 点	20 点	B
②学校運営・評 価システム の充実	自己評価・関係者評価の実施と 公表	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	A
③地域住民等 と連携した 教育活動の 推進	研究指定校での学校運営協議会 の開催	年 4 回	年 3 回	年 3 回	B
④安全対策の 推進	地域・保護者と連携した通学路 安全点検の実施	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	B
⑤D X の推進 と学校事務 の効率化	欠席連絡、学校通信等メール配 信活用率	70%	80%	80%	B

主要施策 6

1 主要施策名	教育環境の整備・充実
2 担当課	教育総務課、学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校規模適正化方針の検討と整合を図りながら、老朽化した学校施設の改善整備を行う。 ②I C T環境の整備を推進する。 ③諮問委員会を設置し、学校規模適正化の検討を行う。
4 取組・事業の内容	①学校施設の整備・充実 ○トイレ快適化事業 【洋式化工事】 ○感田小学校、上頓野小学校、下境小学校、直方東小学校 【実施設計】 ○福地小学校、中泉小学校、直方第二中学校、植木中学校 ②I C T環境の整備推進 ○統合型校務支援システム活用の推進 ○電子黒板活用の推進 ③学校規模適正化の推進 ○直方市における学校適正規模の検討 ○学校規模適正化基本指針の決定 ○附属機関の設置、諮問

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①学校施設の整備充実	小中学校のトイレの洋式化率	53. 9%	61. 4%	60. 4%	A
②ICT 環境の整備推進	教育データ基盤構築実現協議会等の開催	2 回	2 回	2 回	A
③学校規模適正化の検討	学校規模適正化基本指針の決定 学校規模適正化の諮問会議の実施	諮問会議 I を 4 回	基本指針決定 諮問会議 II を 2 回実施	基本指針決定 諮問会議 II を実 施	A

主要施策 7

1 主要施策名	幼児教育の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①幼児教育・保育の内容を充実するため園との連携を強化し、幼児教育・保育の質の向上のための取り組みを推進する。 ②子どもの豊かな感性を育み、様々な意欲につなげるための体験事業を通し、幼児教育の充実を図る。
4 取組・事業の内容	①幼児教育・保育の質の向上 ○巡回相談の実施 保育アドバイザー及び保育士が直接保育現場を訪問。保育環境の調整や子どものかかわりの工夫など、対応策の指導を実施。 ○研修会の実施 保育士等を対象とした研修会の実施 ②体験事業の実施 年長児童を対象とした体験事業（コンサート、観劇等）

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①巡回相談事業・訪問	巡回相談件数 訪問実施園及び訪問回数	39 件 16 園 32 回	12 件 4 園 12 回 ※	30 件 22 園 22 回	B
研修会	研修会の実施回数	2 回	2 回	3 回	
②体験事業	体験事業の実施回数	1 回	1 回	1 回	A

※園単位での巡回相談（個人単位での巡回相談から変更）

主要施策 8

1 主要施策名	保育環境の整備
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①保育士の職場環境の改善や安心・安全な保育を提供するための保育施設の整備を行う。 ②保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る。 ③保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの際の園や保護者の負担軽減を図る。 ④安定した保育の実施や保育士の職場環境の改善を図る。 ⑤学童クラブの待機児童の解消を図る。
4 取組・事業の内容	①保育関連施設の整備 ②保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置 ③保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの電子申請の実施 ④保育士確保事業 ○合同就職説明会の実施 ○奨学金返済支援制度の充実 ⑤学童クラブ施設の整備

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①保育関連施設の整備	R6 整備事業の着工	—	1 園	1 園	A
②保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置	保育支援者等を配置した園の数	10 園	8 園	12 園	B
③保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの電子申請の実施	電子申請の導入及び運用	—	実施 (ほぼ活用されていない)	実施	C
④保育士確保事業	合同就職説明会の実施回数 奨学金返済支援補助金の利用者数	1 回 9 人	1 回 10 人	2 回 10 人	B
⑤学童クラブ施設の整備	待機児童受け入れ施設の整備数	1 校	1 校	1 校	B

主要施策 9

1 主要施策名	家庭教育・家庭支援の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①未就園児及びその家庭を把握することにより未就園児に就園を促すほか、就学にかかわる相談体制をつくる。 ②子育て支援センターでの事業拡充を図る。 ③出産を控えた妊婦や就園前の子育て世代へ向けて、市内の保育施設の紹介や子育てイベントなどの情報を発信する。 ④多世代交流として、地域の高校生と子育て世代の交流を図る。
4 取組・事業の内容	①3 歳児を対象とした絵本配布事業 ○未就園児及びその家庭の把握、就園への促し ②子育て支援センターの事業拡充 ○センターでの多世代交流の促進 ○幼少期における社会性発達基盤のための親を対象とした研修の実施 ○地域子育て支援センターを利用する保護者からの個別相談に対応 ○家庭の支援体制充実(要保護児童対策地域協議会との連携強化) ○幼稚園・保育所等の情報提供 ○希望する園からの広報活動の受け入れ ③子育て情報の発信 ○出産や子育て、奨学金制度、就労支援等多岐にわたる情報を発信 ④多世代交流の実施 ○筑豊高校との共同事業で高校生と子育て世代の交流会(子育てサロン)を開催する。 毎年5月から翌1月までで7回行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①絵本配布事業	絵本の配布部数	443 部	406 部	420 部	A
②子育て支援センター事業	センターの利用者数 延べ相談件数	4,000 人 250 件	4,035 人 192 件	5,000 人 240 件	B
③子育て情報の発信	「子育てガイド」発行部数	1,000 部	1,000 部	1,000 部	A
④多世代交流の実施	子育てサロンの参加人数	182 人	129 人	200 人	B

主要施策 10

1 主要施策名	社会教育活動の促進
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①心の豊かさや生きがいづくりのため、中央公民館主催講座をライフスタイルや価値観の多様化に対応した内容に充実させ、生涯学習を支援するとともに、学びを通じた仲間づくり・世代間交流の促進を図る。 ②地域の高齢者による学習支援ボランティアが、自分の経験や知識、特技を披露する場として、子どもたちとの交流の場を設けることにより、高齢者の生きがいづくりや学習意欲を喚起するとともに子どもたちの体験学習を支援する。 ③市民文化祭の活性化を図り、市民の文化活動の充実を目指す。 ④社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた活動支援を図るとともに、団体等との連携に努める。
4 取組・事業の内容	①中央公民館主催講座の充実 市内居住者および通勤者を対象とした、初心者向けの「趣味の講座」、おおむね 60 歳以上を対象とした「はつらつ塾」を通年の主催講座として開講する。また、新たな市民ニーズの掘り起こしのため、短期講座を開講し、次年度以降の通年講座の拡充を図る。 ②地域の高齢者による学習支援 地域の学習支援ボランティアが学校を訪問し、講座で学んだ内容及び今までの経験や知識、特技を活かし、子どもたちの総合学習等の場で教える「ふれあい交流事業」を実施する。 ③市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 R6 年度も開催方法を工夫しながら、市民文化活動を発表できる場を設け、市民の文化活動の支援を行う。 ④社会教育団体の活動支援 芸術、歴史、芸能及び文化、スポーツ振興、青少年育成に関する団体や連合体が行う事業に対して支援を行う「社会教育活動費補助金」の制度を活用し、社会教育団体の活動の一部を補助する形で自発的学習活動の活性化に取り組む。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①中央公民館主催事業の充実	主催講座数 短期講座数	16 講座 0 講座	14 講座 4 講座	16 講座 10 講座	B
②地域の高齢者による学習支援	ふれあい交流実施回数	111 回	121 回	100 回	A
③市民文化祭の活性化	市民文化祭の参加人数	1, 284 人	1284 人	1, 500 人	B
④社会教育団体の活動支援	支援実施団体数	13 団体	5 団体	5 団体	A

※④の現状値については、令和 5 年度における東蓮寺藩誕生 400 年記念事業での補助金及びアンビシャス活動助成金の交付団体を含んでいるが、いずれの事業も令和 6 年度は実施予定がないため、目標値は大幅に減少となっている。

主要施策 11

1 主要施策名	青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①自然とのふれあい体験や様々な生活体験活動を通して、健やかで、豊かな人間性を育み、広い視野や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成を図る。また、地域の歴史や伝統文化に触れる活動を通して、郷土への誇りや愛着を持つ機会の充実に図る。 ②音楽の専門家等が指導することにより、子どもたちが普段の授業等では得られない様々な体験や創作活動を通して、子どもの才能の芽を育む。
4 取組・事業の内容	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ○アート系親子教室 ○子ども向け料理教室 ○カヌー川下り ○職場体験（消防署） ○紙ヒコーキ大会 ○サイエンスショー ○科学体験講座（4回程度） ○モルック体験会 ○親子陶芸教室 ○子ども将棋体験会 ②子どもの才能の芽を育む事業の実施 ○音楽や演劇、カメラやイラスト等、第一線で活躍するプロたちから、子どもたちが直接学ぶことができる機会を創出し、多種多様な子どもの才能の芽を育む。 ○直方市出身のプロの声楽家である野上結美氏を各小中学校へ派遣して、合唱指導を行うことで、声を出し歌うことの楽しさを伝える。 ○幼稚園音楽アウトリーチ事業では、市内の幼稚園でコンサートを行い、幼児に生演奏を披露し、優れた音楽を直に体験してもらう事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①体験活動・交流事業	青少年育成市民会議事業の参加人数	199 人	310 人	250 人	A
②子どもの才能の芽を育む事業	参加人数	866 人	1,078 人	1,000 人	A

主要施策 12

1 主要施策名	文化施設の振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①文化施設の運営を行っている指定管理者と連携し、各施設の特色を活かした管理運営を行う。 ②各文化施設間の連携を強化し魅力的な運営を行う。
4 取組・事業の内容	①指定管理者と連携した特色を活かした文化施設の活用と運営 直方谷尾美術館と連携し、直方の未来を担う子どもたちに芸術に触れる機会を創出し、個性を伸ばし想像力を育むために「第4回のおがた子どもアート大賞展」の開催に向けての取り組みを継続して行う。また、関係課や学校などと連携し、各施設の特色を活かした事業を実施する。 ○季節の生け花・食事の提供(直方歳時館) ○三太郎 cafe(直方歳時館) ○社会科見学(直方市石炭記念館) ○子育て広場(直方市立図書館) ②文化施設間の連携強化 R6年には、直方歳時館が開館25周年、R7年にはユメニティのおがたが開館25周年を迎える。それらのアニヴァーサリー事業に向けて、それぞれの施設の企画展に関連した事業やイベントを行うなど施設間の連携強化を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6.4.1)	実績値 (R7.3.31)	目標値 (R6.4.1)	達成評価
①文化施設の活用	文化施設の年間利用者数	171,911 人	167,776 人	180,000 人	B
②文化施設間の連携強化	文化施設間連携イベントの回数	5 回	2 回	5 回	C

主要施策 13

1 主要施策名	スポーツの振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①スポーツ関係団体等と連携して、市民がスポーツに親しめる機会を創出する。 ②市民の誰もがスポーツに参加できる環境をつくるため、学校や地域と連携を図った事業を行う。
4 取組・事業の内容	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 スポーツ推進委員や地域総合型スポーツクラブ、庁内関係課と連携し、市民がスポーツに親しめる事業を実施する。 ○主催事業等 ・ピラティス教室 全 10 回 ・こども相撲教室 全 3 回 ・親子着衣水泳教室 ・こども陸上教室 全 7 回 ・体力テスト会 ・弓道教室 全 8 回 ・スポーツ推進団体関連事業 ・トップアスリート事業（日本生命協定事業） ・SOMPO ボールゲームフェスタ（トップリーグ機構協定事業） ・トップアスリート事業野球教室 ・おとなテニス教室 全 7 回 ○その他事業等 ・直鞍一周駅伝競走大会（体育協会等連携事業） ・わくわくのおがたスポーツクラブとの共催事業 ②学校や地域と連携を図った事業の実施 直方市スポーツ推進委員協議会と学校や地域が連携し、カヌー教室やニュースポーツ体験などの事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①スポーツに親しむ機会の創出	スポーツ教室等種目数 スポーツ教室参加者数	15 種目 417 人	13 種目 512 人	16 種目 500 人	B
②学校や地域と連携を図った事業の実施	連携事業の回数	6 回	6 回	6 回	A

主要施策 14

1 主要施策名	文化財の保護と学習機会の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①歴史的価値の高い施設・資料の保存のため、必要に応じた修復を行った上で、国指定史跡筑豊炭田遺跡群を構成する模擬坑道や石炭記念館本館をより魅力ある施設として整備する。 ②郷土の歴史に直接触れる機会を提供し、誇りや愛着を持つ機運を醸成する。 ③故郷の歴史、文化財に誰もが接することができる機会を提供する。
4 取組・事業の内容	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 石炭記念館本館及び模擬坑道の展示に関する基本設計を作成する。 ②郷土資料室の充実 郷土の歴史に興味を持ち、来館者に満足してもらえるよう、魅力的な企画展を開催する。 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実 ○遠賀川流域の古墳同時公開 ○文化財関係出前講座等 ○青少年事業での文化財関係イベントの実施

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R6. 4. 1)	実績値 (R7. 3. 31)	目標値 (R6. 4. 1)	達成評価
①筑豊炭田遺跡群の整備保存	基本設計の作成	—	作成	作成	A
②郷土資料室の充実	企画展の実施	2 回	0 回	2 回	C
③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	古墳同時公開・出前講座等実施回数 古墳同時公開・出前講座等来場者数	9 回 2,220 人	4 回 140 人	6 回 400 人	C

※③の現状値については、令和5年度における東蓮寺藩誕生400年記念事業でのイベント等を含んでおり、例年より大幅に増加している。これは5年度のための事業であるため、6年度の目標値には5年度の現状値を反映しない。

協議事項 1（追加資料）

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の進め方等について

1. 実施する根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2. 点検・評価する学識経験者

福岡教育大学教職大学院 特任教授 木下伸生 様

3. スケジュール

- ① 6/10 定例教育委員会（協議、評価前の協議）
- ② 7/16 木下氏と各課の意見交換会
- ③ 8/5 定例教育委員会（議案、点検評価報告書確定）

直教文第 号
令和 7 年 月 日

文部科学大臣 殿

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

文化財登録原簿への登録の手続きについて（意見）（案）

下記建造物について、登録有形文化財（建造物）として保存及び活用のための措置を講ずることが妥当と認められるため、文化財保護法第 189 条の規定により、意見を提出します。

ついては、同法第 57 条第 1 項に規定する文化財登録原簿への登録手続きを執ることをお願いします。

なお、本意見は同法第 57 条第 2 項に規定する意見として取扱って差し支えありません。

記

- 1 名称 : 旧一心楼
- 2 員数 : 1 棟
- 3 所在の場所 : 福岡県直方市大字山部 1402 番地 35
- 4 構造、形式及び大きさ : 木造瓦葺 2 階建 建築面積 359.53 m²
- 5 所有者の氏名または名称 : 梅津 知弘
- 6 所有者の住所 : 千葉県●●●●
- 7 建設年代、大規模な改修及び増築年代 : 大正 5 年（伝聞）／昭和 20 年増築（推定）
- 8 備考（他分野の指定・登録等の保護措置の有無） : 無

当該資料は、あくまでも参考資料であり、提出時には内容
変更が発生する可能性があります。
（所有者住所は個人情報となるので詳細を省いています）

担当

直方市教育委員会 文化・スポーツ推進課

担当 : 田村・松原

TEL 0949-25-2326 FAX 0949-22-0785

E-mail : n-kominkan@city.nogata.lg.jp

●旧遊郭 一心荘 国文化財登録についての意見聴取

令和 6 年 12 月、旧遊郭 一心荘の所有者より、雨漏り等の補修に費用がかかるので、少しでも支出を減らしたいので、国の登録有形文化財に登録できないか、相談があった。翌令和 7 年 1 月には、所有者から「国登録文化財への登録について(依頼)」の協力依頼が提出された。これを受け、教育委員会内部での検討を経て、1 月 28 日に、市長・副市長に報告し、旧夢ネット等、女性団体関係者から意見を聴取するよう指示があった。

3 月末までの間に、関係者 10 名に話を聞いたが、「登録すべきでない」という意見の関係者は皆無で、むしろ貴重な文化財は市が積極的に保存すべきであるとの意見が多数を占めた。中には、「過去に遊郭であった歴史をなかったことにして、単なる観光施設として利用されるのであれば抵抗を感じる。」というように、活用に対する条件をつけられる方もおられたが、その方も含め、「遊郭であったという歴史を記録し、反省材料として後世に伝えることが大切」との意見を述べられた方がほとんどであった。

・遊郭に対する悪いイメージはほとんど風化している。NHK 大河ドラマ「べらぼう」でもとりあげられており、登録文化財にすることは問題ないと思う。熱心な方が購入されてよかったと思っている。(元夢ネット)

・過去に旧遊郭に案内してもらったことがある。こういう建物は今となっては県内のどこにも残っていないので、ぜひ保存し直方の名所にしてもよいのではと思う。直方は災害が少なかったのも、よいものがたくさん残っている。風俗的にはアレはあると思う(マイナスイメージが少しはあるという意味か)けれど、歴史的には貴重である。(元夢ネット)

・個人的な意見だが、今更過去のいい悪いを言っても仕方がない。すでに歴史の 1 ページとなっており、市がその歴史をどう生かすが問題である。使えなくなってしまう前に保存の措置をして、直方の財産として歴史(的建造物)を残すことには賛成である。(元夢ネット)

・建物の保存には多額の費用がかかると思うが、遠方の方が保存のために購入されたというのはありがたい話だ。文化財登録には賛成である。地元の方から市が買い上げて、市民が集う場として活用できないか相談を受けたことがある(駐車場がないため難しいと回答したが)。原爆ドームも負の遺産として大きな役割を果たしている。

同様に過去の歴史を語る文化財として活用すべきだと思う。(元夢ネット)

・個人的な意見だが、遊郭の建物を保存することで、男性優位の社会を助長するとは思わない。そういう時代があったということを理解し、過去の歴史を学ぶことで、よりよい男女共同参画の時代を築けるのではないか。(男女共同審議会)

・直方には文化財的な建物が数少なくなっているので、ぜひ残してほしい。過去に遊郭として使われていた建物ではあるが、戦争遺産同様、あってはならない歴史を後世に伝えるものとして大切にすべきものだと思う。(男女共同審議会)

・価値がある建物は保存すべきだと思う。旧遊郭であったという歴史は建物の価値とは別の視点であり、そういった歴史は反省材料としてしっかり学べるようなすべを考えるべきではないかと思う。(男女共同審議会)

・はじめて該当の建物を見たが立派なもので文化財としての価値が高いと考える。登録有形文化財に登録し、保存の手立てを講じることは賛成である。遊郭であったという歴史を記録し、反省材料として後世に伝えることが大切である。(直方市議会議員)

・子どもの頃、このあたりは遊び場であった。昔はもっとたくさんの建物が残っていたが、現在は現存しているのはこの1棟のみとなった。ぜひ登録有形文化財に登録し、保存を図ってほしい。ただ維持管理費に多額の費用を要するだろうから、なんらかの「稼げる」活用策を検討する必要があるだろう。(直方市議会議員)

・過去に遊郭であった歴史をなかったことにして、単なる観光施設として利用されるのであれば抵抗を感じる。過去の歴史を踏まえた活用をのぞみたい。歴史的に価値のある建造物を守るための有形文化財登録には賛成である。(直方市文化財専門委員会委員)

一心楼活用案について

令和7年4月20日

梅津知弘

基本データ

- 名称：旧一心楼
- 所在地：福岡県直方市大字山部1402番地35
- 種類：店舗
- 構造：木造瓦葺 2 階建
- 床面積：1 階……359.53m²、2 階……353.33m²
- 建設年：本屋・附属棟 1 ……大正 5 年（1914年）頃 ※伝聞
附属棟 2 ～ 4 ……昭和20年（1945年）頃 ※推定
- 文献掲載：福岡県教育委員会『福岡県の近代和風建築』（平成30年）130頁
- 概要

明治41年に設置された二字町遊廓に現存する唯一の妓楼建築。筑豊炭田の盛時における歓楽街の姿を今に伝えている。

遊廓廃業後に一心荘と名を変え共同住宅となったことにより、扉の換装やシンクの設置などが行われた部屋も多いが、間取りは遊廓当時から大きな変更がないものと推定される。

外観については窓枠のアルミサッシ換装、壁の被覆、屋根瓦の葺き替えなど大きな変更が加えられているものの、一部に豎格子や肘掛欄干など、大正時代当時から変更がないものと推測される箇所が残存しており、遊廓時代を偲ばせる。

歴史

- 1908（明治41）年：二字町遊廓設置
- 1916（大正05）年：一心楼主屋、附属棟1建設（伝聞）
- 1945（昭和20）年頃：附属棟2～4増築（推定）
- 1958（昭和33）年：売春防止法制定により閉鎖、共同住宅に転用
- 1979（昭和54）年：前所有者が購入、自宅兼共同住宅として利用
- 2024（令和06）年：現所有者（梅津）が購入



所在地



Google mapより引用

活用方針

- 旧一心楼の活用策を策定するにあたり、以下のような選択肢を検討した。
 - ① イベント利用（撮影スタジオ・イベント会場・映画撮影）
 - ② 展示施設（文化・歴史に関する資料館・アートギャラリー）
 - ③ 共同住宅（アーティストレジデンス）
 - ④ 宿泊施設（旅館・民泊）
 - ⑤ 飲食施設（カフェ・レストラン）
- 所在地が閑静な住宅街であり、騒音等で近隣に迷惑を及ぼすような活用法は除外する観点から、④宿泊施設としての利用は現時点では想定しないものとした（旅館業法・住宅宿泊事業法の要件を満たすことの難易度も考慮）。
- 歴史的価値を維持する観点から、大規模な改装を伴う活用策は除外するものとし、キッチンの設置が必要となる⑤飲食施設は現時点では想定しないものとした。
- 残る選択肢①～③を検討することとしたが、その前提として以下の原則を設定した。
 - A. 直方市の魅力を対外的に発信し地域活性化に繋がる活用策であること
 - B. 旧一心楼の歴史的価値と筑豊炭田の歴史的背景を活かす活用策であること
 - C. 改変箇所は可能な限り当初の姿に復元し原状に基づく活用策であること
- このような原則に基づき、次ページ以降の活用策を適宜組み合わせる。

活用策① イベント利用

- 本格的な利用が始まるまでの間（あるいは他の活用方法と並行して）、撮影スタジオやイベント会場として一時的に開放することが考えられる。
- 近年、遊廓を舞台としたアニメやドラマが人気となっており、大正時代に建設された当時の趣を残す旧一心楼において、コスプレ撮影を行ったり、雰囲気を活かしたイベントを開催することは、歴史と文化の発信拠点として寄与するものと考えられる。
- フィルムコミッションへの登録で映画やドラマのロケ地として利用されれば、直方市の魅力発信に繋がるものと考えられる。



※Grokにて生成したイメージ画像

活用策② 展示施設

- 建物自体を見てもらうほか、遊廓や直方市の遺物や歴史資料の展示施設、あるいは美術品の展示施設として利用することが考えられる。
- 歴史的価値のある建物そのものを見てもらいつつ、歴史資料や美術品等で学ぶことができることから、直接的に歴史と文化に親しむ場とすることができる。
- 市外から直方市に来てもらえるような、特筆性のある展示内容にできるかが課題として挙げられる。



※Grokにて生成したイメージ画像

活用策③ 共同住宅

- 以前は「一心荘」として共同住宅に転用されていたが、入居者をアーティストに限定したアーティスト・レジデンスとすることで、入居者同士の交流から新たな価値創造を目指す。
- 広い建物を活かした制作スタジオを併設することで、アーティストが作品制作に専念できる場とし、直方からのアートシーン発信を実現する。
- アートイベント会場としても活用することで、居住・制作・発表が一ヶ所で完結するアート拠点とする。
- 歴史ある建物での職住一体の生活をする事で、制作者側に新しいインスピレーションを喚起するとともに、訪問者に対しても新しいアート体験を提供する。



※Grokにて生成したイメージ画像

エリア別活用案

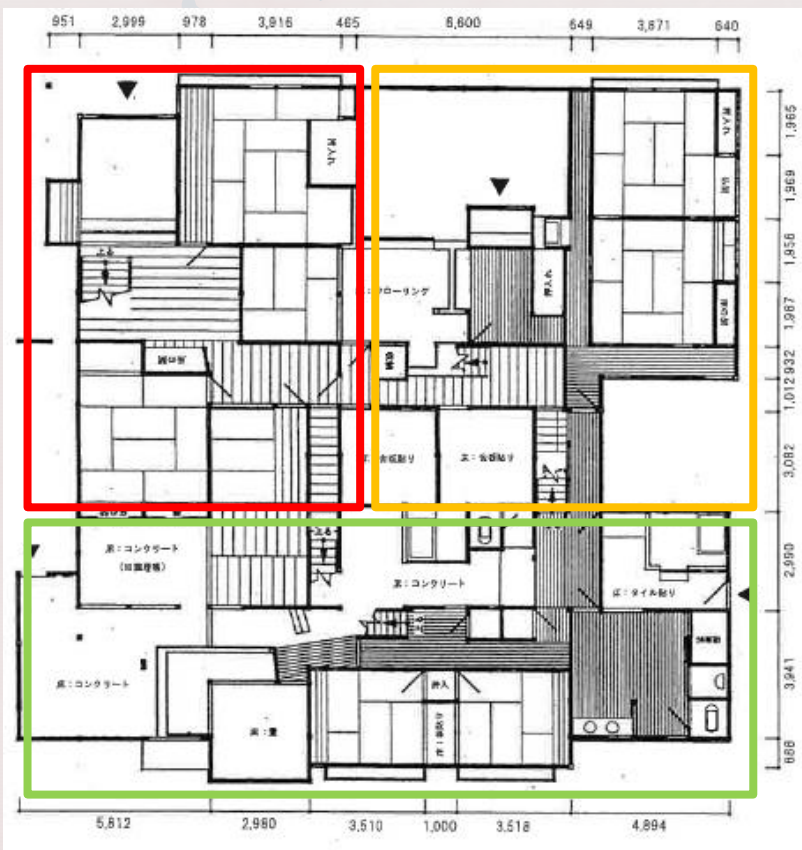
① イベント利用エリア

② 展示施設エリア

③ 共同住宅エリア

1 階

2 階



原図は福岡県教育委員会『福岡県の近代和風建築』（平成30年）130頁より引用（色枠は当方追記）

END

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会について（報告）

教育総務課

1. 第1回

① 諮問

② 事務局説明

- 直方市学校規模適正化の検討について
- 直方市の人口（児童・生徒数）推計について

2. 第2回

① 協議

- 人口（児童・生徒数）推計の分析、課題抽出

② 事務局説明

- 直方市立学校施設の現状について
- 直方市立学校施設に係る財政状況について

3. 第3回

① 確認

- 検討委員会への諮問内容、検討事項について
- 「基本計画」のイメージ

② 協議

- 直方市立学校施設の現状について
- 直方市立学校施設に係る財政状況について
- 直方市の目指す学校規模について（規模ごとのメリット、デメリット）

③ 事務局説明

- 直方市の財政状況について
- 直方市公共施設等総合管理計画について
- 学校を取り巻く現状について（令和の日本型学校教育）

4. 今後の予定

① ～8月 検討委員会を3回開催し、最後に「答申」を受ける予定。

② 答申後

- 直方市学校規模適正化基本計画（案）を教育委員会で協議
- 同案について市長との協議（総合教育会議）
- パブリックコメント、市民への説明会

③ 令和8年1月 教育委員会で「直方市学校規模適正化基本計画」決定（予定）

「基本計画」のイメージ ※現時点でのイメージ※

第1章 直方市学校規模適正化基本計画の概要

- 1 直方市学校規模適正化基本計画策定の目的
- 2 直方市学校規模適正化基本計画の位置づけ

直方市学校規模適正化基本計画 = 教育委員会の議決により決定するもの。
検討委員会からの答申、市長からの意見、パブリックコメント等の意見を参考にして、
教育委員会（＝教育長、4人の教育委員で構成される合議制の執行機関）で決定

教育基本法・学校教育法 → 教育振興基本計画

→ 直方市教育大綱

→ 直方市学校規模適正化基本指針 → 直方市学校規模適正化基本計画

学校規模適正化の実行

直方市公共施設等総合管理計画 ↔ 直方市学校施設等長寿命化計画

第2章 学校を取り巻く現状と課題

- 1 児童生徒数の推移と将来推計
- 2 学校規模の現状と今後の見込み
- 3 学校施設の老朽化状況
- 4 学校施設・学校運営面での教育課題
- 5 学校と地域との関係

1 児童生徒数の推移と将来推計

1993年の児童数は4,664人、生徒数は2,550人

2025年の児童数は2,760人、生徒数は2,530人

今後も、減少が見込まれる。

直方市が目指す学校教育の実現のために、一定の学校規模を確保することが重要であることから、
定期的に推計を行い、最新の推計に基づいて学校規模適正化を継続的に検討していく必要がある。

第3章 直方市が目指す学校像

- 1 義務教育の目的及び目標
- 2 直方市が目指す学校教育
- 3 直方市が目指す学校

直方市が目指す学校教育
＝基本指針で、決定済み

5 学校と地域との関係

※検討委員会からの答申を受けて、内容を決定

（多面的な実態把握）（課題）（改善方法）

直方市学校規模適正化基本指針、地域状況、「令和の日本型学校教育」等

第4章 学校施設整備の基本的な考え方

- 1 学校施設等の目指すべき姿
- 2 学校施設整備の基本方針
- 3 学校施設整備の優先度設定の必要性

1 学校施設等の目指すべき姿

(1) 子どもたちの学びの場

(2) 地域コミュニティにおける大切な施設

（・・・直方市学校施設等長寿命化計画より）

2 学校施設整備の基本方針

(1) 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備

(2) 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

(3) 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

（・・・「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」より）

3 学校施設整備の優先度設定の必要性

老朽化対策、安全・安心な教育環境の確保、教育環境の質的な向上、財政状況、学校規模適正化・・・

第5章 直方市学校規模適正化基本計画

- 1 直方市の目指す学校規模
- 2 直方市の適正な学校数・学校配置
- 3 学校規模適正化へのロードマップ

（目指す規模）

小学校は、〇〇人～〇〇人かつ〇～〇学級

中学校は、●●人～●●人かつ●～●学級

第6章

- 1 今後の進め方
- 2 部局横断的な検討体制
- 3 今後のスケジュール

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

平成26年10月1日

条例第24号

目次

- 第1章 総則（第1条―第22条）
- 第2章 家庭的保育事業（第23条―第27条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第28条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第29条―第31条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第34条―第37条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第38条―第42条）
- 第5章 事業所内保育事業（第43条―第49条）
- 第6章 雑則（第50条・第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（最低基準の目的）

第3条 この最低基準は、家庭的保育事業等を利用する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告するこ

とができる。

- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

（保育所等との連携）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園

又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を経験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次

のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調査を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
(家庭的保育事業者等と非常災害)

第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案

してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法の定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の性別、国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条 削除

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなけれ

ばならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（食事）

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行

う場合に限る。)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果の必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の種類、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待防止のための措置に関する事項

(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（同条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。

(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。

(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル

以上であること。

- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

(職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了したものであって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、

保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡

		することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1箇所に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、

調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業所A型について準用する。

この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者A型」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者A型」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）

には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6分の5以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者B型」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者B型」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあ

っては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。

この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者C型」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者C型」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
- (5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認める地域において行う保育

(設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行う

ために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

（準用）

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第43条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳幼児をいう。）の数を踏まえて市が定める乳幼児の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人

11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

（設備の基準）

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- （2） 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3） ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4） 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- （5） 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- （6） 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （7） 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
3階	常用	3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている
		2 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
	2	建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1箇所に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
（連携施設に関する特例）

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(2) 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるものについては、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

（準用）

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

（職員）

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県

知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6分の5以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(電磁的記録)

第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文章、謄本、抄本、

正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（職員に関する経過措置）

- 2 第24条第2項、第35条第2項及び第40条第2項に規定する家庭的保育者については、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、当該各項に規定する市長が行う研修を終了していない保育士についても、当該研修を修了した保育士とみなす。

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(家庭的保育事業者等の一般原則) 第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、<u>一人ひとり</u>の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2～4 省略 5 <u>家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く</u>____。次項、次条第1項第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに<u>第17条第1項</u>において同じ。_____)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 省略 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項____、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、<u>第2項</u>及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。<u>ただし、連携施設の確</u>	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、<u>一人一人</u>の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2～4 省略 5 <u>家庭的保育事業等を行う場所(以下「家庭的保育事業所等」という。次項、次条第2号</u>____、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに<u>第17条</u>____において同じ。<u>ただし、居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)</u>には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 省略 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の2、第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項____及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>____において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。____

保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を経験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) 省略

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育

- (1) 利用乳幼児に集団保育を経験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援_____を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。_____)を提供すること。
- (3) 省略

(新設)

(新設)

事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

(新設)

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

(新設)

5 前項各号の代替保育連携協力者とは第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調査を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(自動車を行くする場合の所在の確認)

第8条の3 省略

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の

(新設)

(新設)

(自動車を行く場合の所在の確認)

第8条の3 省略

2 家庭的保育事業者等_____は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の

座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 省略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 省略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 省略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳

座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 省略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) 省略

(新設)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 省略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児_____の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳

幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 省略

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 省略

(10) 虐待防止のための措置に関する事項

(11) 省略

(苦情への対応)

第22条 省略

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(同条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

(1)～(7) 省略

(職員)

幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 省略

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 省略

(10) 虐待防止のための体制整備に関する事項

(11) 省略

(苦情への対応)

第22条 省略

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳児及び幼児(以下「乳幼児」という。)の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

(1)～(7) 省略

(職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 省略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了したものであって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。))とともに保育する場合には、5人以下とする。

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 省略

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。

(新設)

(新設)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した保育士_____であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 省略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。_____

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、_____第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 省略

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 省略

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

(削る)

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士、保育に 従事する職員として市長が行う研修 _____ を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、 _____ 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 省略

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、 _____ 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。 _____

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 省略
- (2) 子ども・子育て支援法_____第34条第5項
又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 省略
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
- (5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認める地域 において行う保育

(職員)

第40条 省略

(削る)

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所

- (1) 省略
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 省略
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____
- _____への
対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
- (5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認める乳幼児において行う保育

(職員)

第40条 省略

2 家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士であつて、
次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所に

にあつては、調理員を置かないことができる。

2 省略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(2) 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるものについては、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 省略

(準用)

あつては、調理員を置かないことができる。

2 省略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(新設)

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士、保育に 従事する職員として市長が行う研修 _____ を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、 _____ 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 省略

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」と読み替えるものとする。

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条各号列記以外の部分中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と _____
_読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

平成26年10月1日

条例第22号

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条―第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条―第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条・第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

をいう。

- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (20) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・

保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(23) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(24) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(25) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(26) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(27) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同

じ。) の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者からの利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（教育・保育の提供の記録）

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払いを受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定す

る額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者との同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に2人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当する者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要

する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に

掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してそ

の旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- （1） 施設の目的及び運営の方針
 - （2） 提供する特定教育・保育の内容
 - （3） 職員の職種、員数及び職務の内容
 - （4） 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
 - （5） 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - （6） 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
 - （7） 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
 - （8） 緊急時等における対応方法
 - （9） 非常災害対策
 - （10） 虐待防止のための体制整備に関する事項
 - （11） その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
- （勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大へ

の対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの性別、国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条 削除

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校

就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下、この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場

合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者にも周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない

ならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定教育・保育の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とある

のは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」

とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては、6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規

定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育

施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を行うこと。

（2） 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

（3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにす

るための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと認めるときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地

域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型事業者については、この限りでない

9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文

の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

- 11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（1）日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用

（2）特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

（3）特定地域型保育事業者に通う際に提供される便宜に要する費用

（4）前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育教育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育教育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待防止のための措置に関する事項

(11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域

型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとしてこの章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同

じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあ

っては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。
この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設、地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定

保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規

定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第54条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条

第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

（特定保育所の義務）

- 3 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（連携施設に関する経過措置）

- 4 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) 省略 (削る) <u>(19)</u> 省略 <u>(20)</u> 省略 <u>(21)</u> 省略 <u>(22)</u> 省略 <u>(23)</u> 省略 <u>(24)</u> 省略 <u>(25)</u> 省略 <u>(26)</u> 省略 <u>(27)</u> 省略 (利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 省略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) 省略 <u>(19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。</u> <u>(20)</u> 省略 <u>(21)</u> 省略 <u>(22)</u> 省略 <u>(23)</u> 省略 <u>(24)</u> 省略 <u>(25)</u> 省略 <u>(26)</u> 省略 <u>(27)</u> 省略 <u>(28)</u> 省略 (利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 省略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる<u>小学校就学前子ども及び</u> 当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総

数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 省略

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下_____同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 省略

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 省略

(削る)

数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び_____当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 省略

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 省略

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 省略

2 市は、教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用

(秘密保持等)

第27条 省略

2 省略

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 省略

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合において、当該教育・保育給付認定子どもの保護者(以下この項において「特定支給認定保護者」という。))が属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する場合において、特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部の助成を行うものとする。

(秘密保持等)

第27条 省略

2 省略

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 省略

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び____当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた同条第2号____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 省略

(特別利用教育の基準)

第36条 省略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法

3 省略

(特別利用教育の基準)

第36条 省略

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び____当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた同条第1号____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども____」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども____」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員____」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員____」と、第13条第2項中「法

第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を行うこと。

(2) 省略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提

第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5号までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。_____

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援_____を行うこと。

(2) 省略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提

供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと認めるときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそ

供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(新設)

(新設)

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) _____特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号

____の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

(新設)

に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 省略

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児 _____ に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児 _____ の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型事業者については、この限りでない

9 省略

5 前項 _____ の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして _____ 適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 省略

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳児及び幼児 _____ に対する保育を行う場合にあっては、前項 _____ 本文の規定にかかわらず、当該乳児及び幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 _____

7 省略

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 省略

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 省略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) 省略

(10) 虐待防止のための措置に関する事項

(11) 省略

(定員の遵守)

第48条 省略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 省略

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 省略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) 省略

(10) 虐待防止のための体制整備に関する事項

(11) 省略

(利用定員の遵守)

第48条 省略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び 特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特

特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとしてこの章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号 _____」とあるのは「法第19条第3号 _____」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込み」を受けた順序により決定す

定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども _____」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども _____」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に _____ 基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申し込み」を受けた順序により決定す

る方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 省略

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型

る方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 省略

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型

保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と

 、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設、地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同

保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、

 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。))により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条にお

じ。)により行うことができる。

2～6 省略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

- 4 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

いて同じ。)により行うことができる。

2～6 省略

附 則

(特定保育所の義務)

- 4 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4項に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。